

[目的外利用]
保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課名 高齢者支援課

業務の名称	介護保険業務	
利用又は提供する目的	個人住民税賦課業務で介護保険の保険料及び障害者控除の確認に使用するため (根拠法令：地方税法第20条の11)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、賦課情報、介護保険情報、年金情報、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	税務課
	業務の名称	個人住民税賦課業務
利用又は提供する期間	令和3年9月27日から業務終了の日まで	

【介護保険業務の目的外利用の変更について】

個人住民税賦課業務において、個人市民税における障害者控除を判定するために、障害者控除認定に係る情報を当該書類発行元の高齢者支援課から収集し確認していたため、利用又は提供する目的及び保有個人情報の項目を追加するもの

介護保険業務の変更について

1 業務の名称 介護保険業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する目的	個人住民税賦課業務で介護保険の保険料_____の確認に使用するため	個人住民税賦課業務で介護保険の保険料及び障害者控除の確認に使用するため
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、賦課情報、介護保険情報、年金情報_____	氏名、性別、住所、生年月日、賦課情報、介護保険情報、年金情報、心身障害情報

3 変更理由

個人市民税における障害者控除の適用を判定するために、障害者控除認定に係る情報を当該書類発行元の高齢者支援課から収集し確認するため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

個人市民税等における障害者控除の認定を行うため

(2) 業務内容

個人市民税等における障害者控除の認定を行う。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課名 高齢者支援課

業務の名称	訪問理・美容サービス事業
収集の目的	理髪店又は美容院へ行くことが困難な高齢者・障害者等に対し、訪問による理容又は美容のサービスを提供することにより、高齢者等が快適な生活を営めるよう支援し、在宅福祉サービスの向上に寄与するため (根拠法令：)
収集する個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、勤務先、健康状態、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、民生委員情報、介護専門員情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>本人 <input checked="" type="checkbox"/>本人以外 <input type="checkbox"/>法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/>本人同意 <input type="checkbox"/>出版、報道等() <input type="checkbox"/>緊急 <input checked="" type="checkbox"/>その他(市民課(住民基本台帳)、高齢者支援課、福祉課、相談業務委託先団体)</p>
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>文書 <input type="checkbox"/>帳票 <input type="checkbox"/>図画 <input type="checkbox"/>磁気テープ <input type="checkbox"/>マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/>府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/>その他()</p>
記録されている文書等の保存期間	<p><input type="checkbox"/>1年 <input type="checkbox"/>3年 <input checked="" type="checkbox"/>5年 <input type="checkbox"/>10年 <input type="checkbox"/>長期 <input type="checkbox"/>その他()</p>

【訪問理・美容サービスの業務登録の変更等について】

保存期間について、長期としていたが、5年が適当であるため、登録内容を変更し、また、以前から当サービス利用者の心身障害情報を介護保険システムの閲覧により、福祉課から収集していたことから、業務登録の変更及び目的外利用の登録をするもの

訪問理・美容サービス業務の変更について

1 業務の名称 訪問理・美容サービス事業

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠:) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民課(住民基本台帳)、高齢者支援課、相談業務委託先団体)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠:) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民課(住民基本台帳)、高齢者支援課、福祉課、相談業務委託先団体)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()

3 変更理由

保存期間は5年が適当であること及び当サービス利用者の心身障害情報を介護保険システムの閲覧により、福祉課から収集していたため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

理髪店又は美容院へ行くことが困難な高齢者・障害者等に対し、訪問による理容又は美容のサービスを提供することにより、高齢者・障害者等が快適な生活を営めるよう支援し、在宅福祉サービスの向上に寄与するため

(2) 業務内容

利用申請の審査及び承認並びに給付に関する業務

目的外利用
保有個人情報 **登録票（諮詢）**
外部提供

課名 福祉課

業務の名称	身体障害者手帳業務	
利用又は提供する目的	訪問理・美容サービス事業の対象要件の審査・決定をするため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	高齢者支援課
	業務の名称	訪問理・美容サービス事業
利用又は提供する期間	令和3年9月27日から業務終了まで	

身体障害者手帳業務の目的外利用について

1 業務の名称 身体障害者手帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

身体障害者手帳交付等申請書を県知事へ進達するに当たり記載内容を確認するため

(2) 業務内容

身体に一定の障害がある人に対して、身体障害者福祉法に基づき、その自立を援護するために手帳を交付する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

訪問理・美容サービス事業

(2) 業務の概要

理髪店又は美容院へ行くことが困難な高齢者・障害者等の自宅等へ、理容師又は美容師が訪問した際の出張費を市が負担し、高齢者・障害者等が快適な生活を営めるよう支援する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日から業務終了まで

目的外利用
 保有個人情報
 登録票（諮問）
 外部提供

課名 福祉課

業務の名称	精神障害者保健福祉手帳業務	
利用又は提供する目的	訪問理・美容サービス事業の対象要件の審査・決定をするため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	高齢者支援課
	業務の名称	訪問理・美容サービス事業
利用又は提供する期間	令和3年9月27日から業務終了まで	

精神障害者保健福祉手帳業務の目的外利用について

1 業務の名称 精神障害者保健福祉手帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

精神障害者保健福祉手帳の申請書を県知事に進達するに当たり、記載内容を確認するため

(2) 業務内容

精神に障害があり長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に、その自立と社会参加の促進を図るために手帳を交付する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

訪問理・美容サービス事業

(2) 業務の概要

理髪店又は美容院へ行くことが困難な高齢者・障害者等の自宅等へ、理容師又は美容師が訪問した際の出張費を市が負担し、高齢者・障害者等が快適な生活を営めるよう支援する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日から業務終了まで

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供
 課名 福祉課

業務の名称	療育手帳業務	
利用又は提供する目的	訪問理・美容サービス事業の対象要件の審査・決定をするため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称 高齢者支援課	業務の名称 訪問理・美容サービス事業
利用又は提供する期間	令和3年9月27日から業務終了まで	

療育手帳業務の目的外利用について

1 業務の名称 療育手帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

療育手帳の申請書を県知事へ進達するに当たり、記載内容を確認するため

(2) 業務内容

知的に障害がある人・児童に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けられるようにするため手帳を交付する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

訪問理・美容サービス事業

(2) 業務の概要

理髪店又は美容院へ行くことが困難な高齢者・障害者等の自宅等へ、理容師又は美容師が訪問した際の出張費を市が負担し、高齢者・障害者等が快適な生活を営めるよう支援する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日から業務終了まで

個人情報業務登録票（諮問）

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」
収集の目的	空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、まちなかの空き家の利活用を促進するため (根拠法令：)
収集する個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、続柄、人的関係、後見情報、学校名、勤務先、理由又は目的、意見、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、家族構成
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項： <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(町内会、空き家情報又は利活用希望者を把握する者、企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()

【まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の業務登録等について】

まちなか居住推進事業の一環として、まちなか不動産コーディネートの事業を実施するに当たり業務登録を行うもの。また、関連した業務を行っている移住定住対策業務と相互に情報を共有するとともに、本業務において収集した空き家に関する情報は、空き家対策業務において利用するため目的外利用登録を行うもの。さらに、事業の実施に当たって、空き家所有者等の関係者に保有する個人情報を外部提供する必要があるため、外部提供登録を行うもの

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の概要について（①）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- 町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- 既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- 制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- 空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- 個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、続柄、人的関係、後見情報、学校名、勤務先、理由又は目的、意見、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、家族構成

4 収集の方法

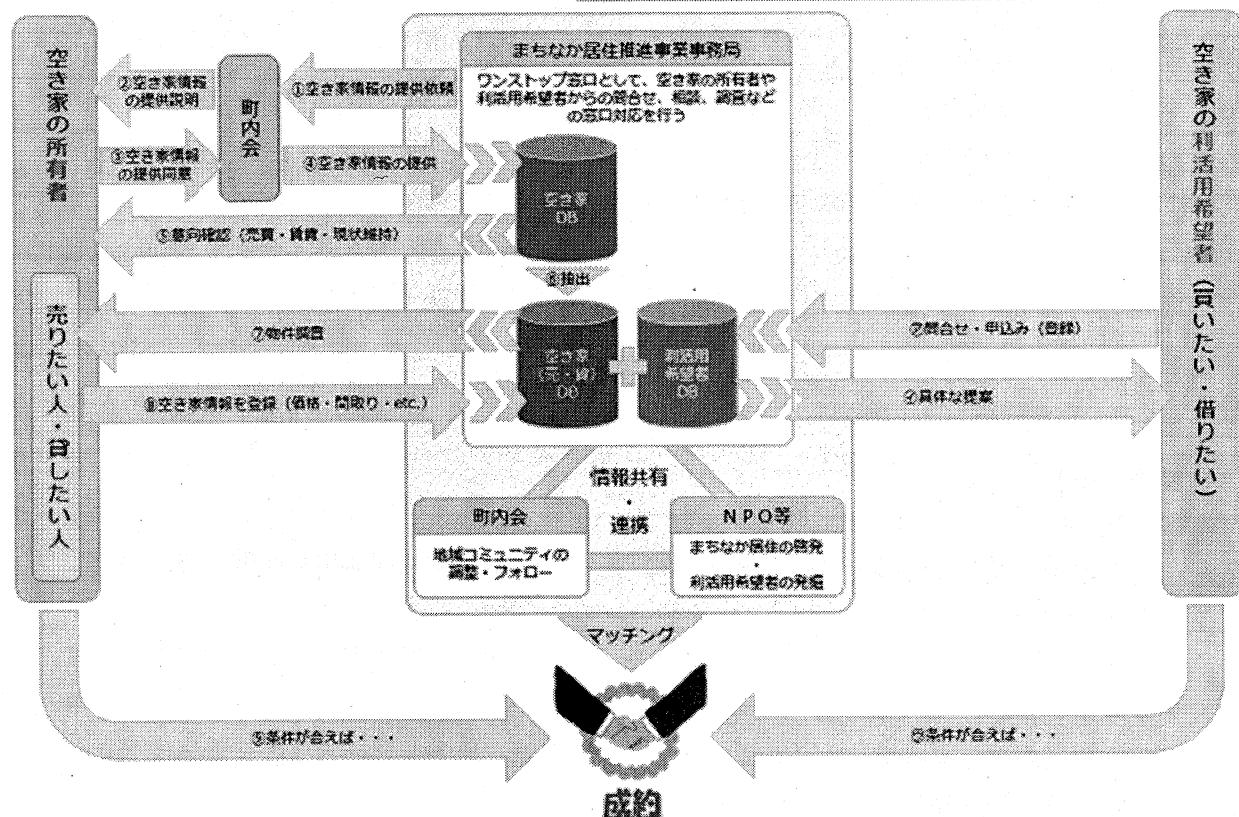
- 本人から直接収集する。
- 本人の同意を得て、空き家が所在する町内会長から収集する。
- 本人の同意を得て、空き家情報又は利活用希望者を把握する者から収集する。
- 本人の同意を得て、企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課（移住定住対策業務）から収集する。

5 収集開始日

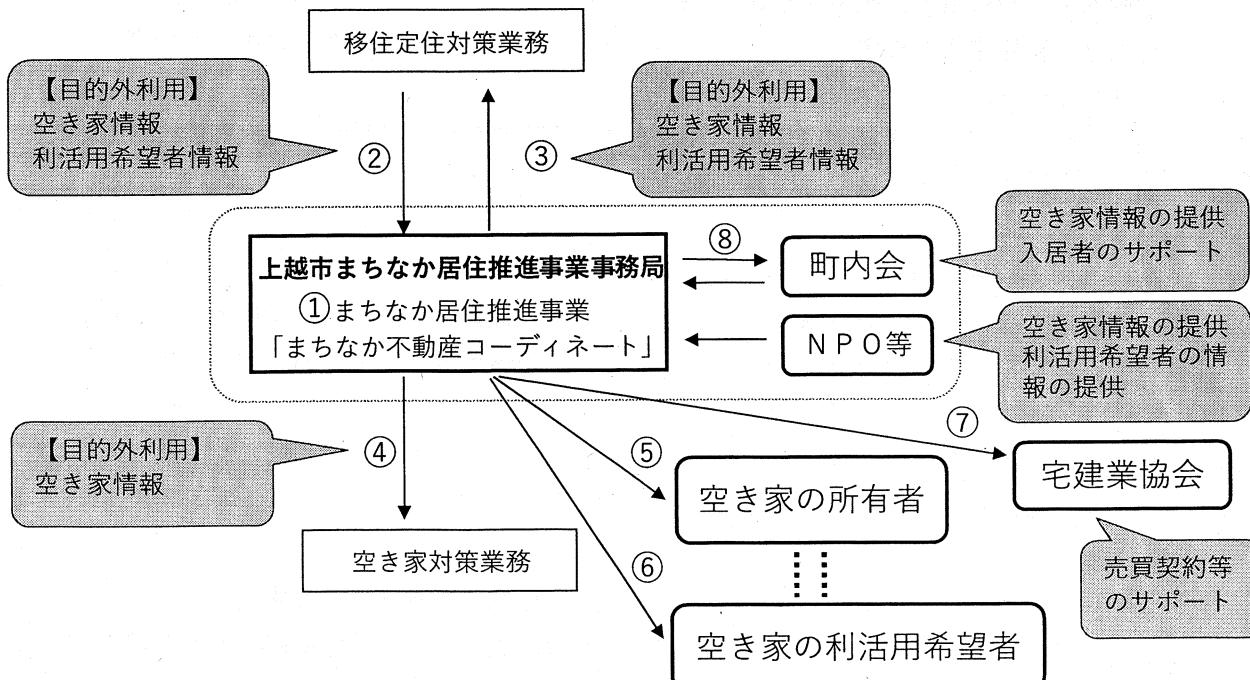
令和3年9月27日

まちなか不動産コーディネート

空き家の定義 居住又はその他の使用がなされていないことが常態である建物



*契約事務は(公益社団法人)新潟県宅地建物取引業協会上越支部会員の仲介による。



目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供する目的	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の実施に当たり、移住を検討している人と空き家所有者のマッチングを通じてまちなかの空き家の利活用及びUIJターンを促進するため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、続柄、人的関係、後見情報、学校名、勤務先、理由又は目的、意見、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、家族構成	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課
	業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」
利用又は提供する期間	随時	

移住定住対策業務の目的外利用について（②）

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図るため、関係人口の増加を図り UIJ ターンを促進する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、続柄、人的関係、後見情報、学校名、勤務先、理由又は目的、意見、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、家族構成

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

(2) 業務の概要

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市 HP、リーフレット等による制度 PR も行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援する NPO 法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

[目的外利用]

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」	
利用又は提供する目的	空き家所有者と移住を検討している人のマッチングを通じて、まちなかの空き家の利活用及びUIJターンを促進するため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、続柄、人的関係、後見情報、学校名、勤務先、理由又は目的、意見、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、家族構成	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課
	業務の名称	移住定住対策業務
利用又は提供する期間	随時	

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の目的外利用について（③）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、続柄、人的関係、後見情報、学校名、勤務先、理由又は目的、意見、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、家族構成

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

移住定住対策業務

(2) 業務の概要

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」	
利用又は提供する目的	収集した空き家に関する情報を提供することにより、一斉雪下ろし時等の対応などの空き家対策業務に活用するため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、勤務先、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称 建築住宅課	業務の名称 空き家等対策業務
利用又は提供する期間	隨時	

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の目的外利用について（④）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、勤務先、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

空き家等対策業務

(2) 業務の概要

空き家等の所有者等を把握し、その適切な管理及び活用促進がなされるよう必要な施策を実施する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用
保有個人情報
登録票（諮問）
外部提供

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」	
利用又は提供する目的	まちなかの空き家の所有者に対し、空き家の利活用希望者の情報を提供し、売却・賃貸の意思確認を行うため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、相談内容、家族構成	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子メール、電話）	
利用又は提供する相手先	名称	まちなかの空き家の所有者
	業務の名称	空き家の売却・賃貸
利用又は提供する期間	随時	

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の外部提供について（⑤）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、相談内容、家族構成

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

電子メール、電話

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

空き家の売却・賃貸

(2) 業務の概要

空き家の利活用希望者への空き家の売却・賃貸

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用
保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」	
利用又は提供する目的	まちなかの空き家の利活用希望者に対し、まちなか不動産コーディネートに登録された空き家の情報を提供し、空き家所有者とのマッチングにつなげるため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、土地情報、建物情報、法的権利	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子メール、電話）	
利用又は提供する相手先	名称	まちなかの空き家の利活用希望者
	業務の名称	空き家の利活用
利用又は提供する期間	随時	

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の外部提供について（⑥）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、土地情報、建物情報、法的権利

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

電子メール、電話

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

空き家の利活用

(2) 業務の概要

空き家の利活用を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用
保有個人情報
登録票（諮問）
外部提供

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」	
利用又は提供する目的	新潟県宅地建物取引業協会上越支部が空き家の所有者と空き家の利活用希望者の間の売買契約又は賃貸契約をサポートするため (根拠法令:)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子メール、電話）	
利用又は提供する相手先	名称	新潟県宅地建物取引業協会上越支部
	業務の名称	契約のサポート業務
利用又は提供する期間	随時	

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の外部提供について（⑦）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報文は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、電子メール、電話

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

契約のサポート業務

(2) 業務の概要

空き家所有者と利活用希望者の間における空き家の売買契約又は賃貸契約のサポートを行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用
保有個人情報
外部提供

登録票（諮問）

課名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」	
利用又は提供する目的	本業務により入居者を新たに迎える町内会に対し、新規入居者の情報を提供し、町内会の受入準備や入居者へのサポートを行えるようにするため (根拠法令:)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日（年齢）、電話番号、メールアドレス、家族構成	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子メール、電話）	
利用又は提供する相手先	名称	町内会
	業務の名称	町内会の受入準備、入居者へのサポート
利用又は提供する期間	随時	

まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」の外部提供について（⑧）

1 業務の名称 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため

(2) 業務内容

- ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
- ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
- ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
- ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPO法人などの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
- ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日（年齢）、電話番号、メールアドレス、家族構成

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、電子メール、電話

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

町内会の受入準備、入居者へのサポート

(2) 業務の概要

本業務により、空き家を活用するに至った入居者について、町内会の受入準備や入居者のサポートを行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

個人情報業務登録票（諮問）

課名 高田城址公園オーレンプラザ

業務の名称	上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポート事業	
収集の目的	イベントサポートを募集・登録し、オーレンプラザにおいてイベントを実施する主催者から活用申請があった際にイベントの運営に協力してもらうため	
収集する個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、活動内容	
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時	
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他()	
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他()	
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()	

【上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントソポーター事業の業務登録及び外部提供登録について】

オーレンプラザにおいて実施するイベントソポーター事業について、登録のためにイベントソポーター個人の情報を収集し、本人の同意を得た上でイベントソポーターを活用する主催者に通知することから、必要な業務登録及び外部提供登録をするもの

上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントソポーター事業の概要について

1 業務の名称 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントソポーター事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

オーレンプラザにおいてイベントを実施する際に、あらかじめ登録したイベントソポーターが受付等の業務を担うことにより、イベントを主催する団体の負担を軽減し、市民活動及び市民交流の促進による賑わいの創出に寄与するため

(2) 業務内容

オーレンプラザで実施するイベントに協力する意思のある人が、あらかじめイベントソポーターとして登録し、イベントの主催者からソポーターの活用申請があったとき際に、イベントソポーターの意思を確認し主催者に紹介する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、活動内容

4 収集の方法

本人から直接収集する。

5 収集開始日

令和3年10月1日

目的外利用
保有個人情報
登録票（諮詢）
外部提供
課名 高田城址公園オーレンプラザ

業務の名称	上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポート事業	
利用又は提供する目的	オーレンプラザにおいてイベントを実施する主催者にイベントサポートの情報を提供し、イベントの運営に協力してもらうため (根拠法令:)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、活動内容	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	オーレンプラザにおいてイベントを実施する団体
	業務の名称	イベント等の運営業務
利用又は提供する期間	令和3年10月1日から業務終了まで	

上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポート事業の外部提供について

1 業務の名称 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポート事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

オーレンプラザにおいてイベントを実施する際に、あらかじめ登録したイベントサポート者が受付等の業務を担うことにより、イベントを主催する団体の負担を軽減し、市民活動及び市民交流の促進による賑わいの創出に寄与するため

(2) 業務内容

オーレンプラザで実施するイベントに協力する意思のある人が、あらかじめイベントサポートとして登録し、イベントの主催者からサポートの活用申請があったとき際に、イベントサポートの意思を確認し主催者に紹介する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、活動内容

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

文書による通知

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

イベント等の運営業務

(2) 業務の概要

オーレンプラザを会場にして行うイベント等の運営を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年10月1日から業務終了まで